

# 親権・監護権に関するスウェーデン法令の調査報告書

## 概説1(親子法関連)

2019年10月31日 千葉華月

### はじめに

本稿では、スウェーデンにおける監護権に係る法令・制度の解説を行う。具体的には、スウェーデンの家族をめぐる状況、監護権のあり方、離婚後の共同監護の内容について検討する。スウェーデンは離婚後の共同監護が原則とされてからの歴史は長い。離婚後も両親による共同監護が原則であるが、近年、単独監護が認められる範囲が拡大している。スウェーデンでは、子の安定した養育や子の最善の利益を確保するために家族への行政や裁判所等の公的援助や介入のための社会制度が整備されている。後述するように、親子関係を規律する原則は、子の最善の利益であり、それは、至高の考慮事項である。また、子の最善の利益を判断する際には、子の年齢や成熟性に応じて子の意見が聴取される。

### I. スウェーデンの家族をめぐる状況

はじめに、スウェーデン社会および家族をめぐる状況について明らかにする。スウェーデン統計局(SCB)によれば<sup>1</sup>、の人口は10,230,185人(2018年12月31日)、出生数は115,832人(出生率1.75%)、死亡者数は92,185人である。17歳未満である未成年者養子数は、13,092人であり、そのうち国内からの養子数は、3,084人であり、国際養子数が多い(2018年12月31日)。カップルが同棲することは一般的であり、サンボ<sup>2</sup>は増加している。過去10年において、新生児の50%から60%が未婚(非婚を含む)の母から出生しており、その大部分はサンボである。婚姻両親から生まれる子供は、2009年で45%であり、1940年代の90%と比較すると著しく低下している<sup>3</sup>。2018年の婚姻件数は50,796件、離婚件数は24,958件である。離婚件数は、1970年の12,943件と比較すると著しく増加している。婚姻件数にはサンボは含まれず、離婚件数にもサンボの解消は含まれていない。サンボの解消の統計はみつからないが、2018年の統計では、2017年に両親と同居していた18歳未満の子どもの3.7%にあたる約64,000人が両親の別離を経験しているとされる。

子の監護に関する2018年の統計は以下のとおりである。未成年の子2,147,016人のうち、両親による共同監護下の未成年の子が1,988,454人、養親を含む両親以外の者による共同監護下の未成年の子が6,797人である。他方、母親による単独監護下の未成年の子が135,124、父親による単独監護下の未成年の子が13,359人、父母以外による単独監護下の未成年の子が2,033人であり、監護者の不明が1,249人である。つまり、共同監護下にある子は全体の約93%であり、単独監護下にある子は全体の約7%であり、ほとんどの子は両親の共同監護下にあると分かる。

両親による共同監護下の未成年の子のうち、婚姻またはサンボカップルの両親と世帯を構成する子が

<sup>1</sup> Statistiska centralbyrån ([http://www.scb.se/sv\\_/Hitta-statistik/](http://www.scb.se/sv_/Hitta-statistik/)).

<sup>2</sup> サンボとは、2人の者がカップルとして永続的に同居し、共同して世帯を築いている者を意味する(サンボ法第1条)。

<sup>3</sup> Anders Agell Margareta Brattström, Äktenskap Samboende Partnerskap, Femte upplagen, Iustus Förlag, 2011 s.18.

1,588,868人であり、婚姻またはサンボカップルの母と義理の父と世帯を構成する子が70,934人、婚姻またはサンボカップルの父と義理の母と世帯を構成する子が27,043人、単身の母と世帯を構成する子が220,339人、単身の父と世帯を構成する子が77,420人、両親以外と世帯を構成する子が3,850人である。一方の監護者や監護者双方と世帯を構成していない子は、全体の約20%である。

スウェーデンには、個人の様々な価値観に基づく多様な生き方を社会が認める土壌がある。婚姻内外で生まれた子の法的地位に違いはないこともあり、子が出生してもサンボを継続するカップルも少なくない。離婚率やサンボの解消率も高い。独身女性でも生殖補助医療を受け単独監護者になることもできる。前記の統計から分かるとおり、非婚家族世帯、ひとり親世帯、再構成家族世帯も少なくない。家族形態は多様化しているが、前述のとおり、両親がいる場合には共同監護が原則であり、離婚、サンボ解消した場合でも共同監護が原則であり、それぞれの家族形態に応じて親の監護権が行使されることになる。

## II. 親子法とその沿革

スウェーデンの親族法の中心となるのは、婚姻法(Äktenskapsbalk(1987:230))および親子法(Föräldrabalk(1949:381))である。判例(最高裁判決)も法源として重要な役割を果たす。親子関係の規律は、親子法で規定されるが<sup>4</sup>、婚姻法、サンボ法(Sambolag(2003:376))<sup>5</sup>といった同居生活に関する法律も深く関わる。婚姻法は性別に中立になり<sup>6</sup>、サンボ法も、異性カップルと同性カップル双方に適用される(サンボ法第1条)<sup>7</sup>。親子法では、子の父子関係および母子関係、父子関係の確定における社会福祉委員会の援助、父子関係に関する訴訟手続きに関する規定、養子、子の氏名、監護、居所および面会交流、扶養義務、未成年の行為能力、財産管理人や後見人等、居所もしくは面会交流に関する判決、決定または契約の執行等について定められている。親子関係を規律する原則は、子の最善の利益であり、至高の考慮事項とされる(親子法第6章第2a条)。親子法の民事原則は、青少年の保護に関する法律(Lag(1990:52) med särskilda bestämmelser om vård av unga)等によって補完される<sup>8</sup>。以下では、親子法とその沿革について、特に監護権のあり方との関係で検討する。

### 1. 親子法の沿革:離婚後の単独監護

親子法が1949年に公布される以前<sup>9</sup>、1920年前後には、すでに親子関係等を規律する複数の法律が

---

<sup>4</sup> スウェーデン親子法について概観した論文として拙稿「スウェーデン」(床谷文雄・本山敦編『親権法の比較研究』(日本評論社、2014年))254頁—275頁。

<sup>5</sup> サンボ法とは、いわゆる同棲婚法である。財産が共同利用のために取得された場合、サンボの共同住居および共同家財は、サンボの共有財産(samboegendom)であり(同法3条)、サンボ解消時には、共同住居と共同家財が財産分与の対象となる。

<sup>6</sup> 婚姻法は改正され(Lag(2009:253) om ändring i äktenskapsbalken)、同性のカップルに、婚姻と同じ法的効果を認めるパートナーシップ登録法(Lagen(1994:1117) om registrerat partnerskap)は、2009年に廃止されている(Lag(2009:260) om upphävande av lagen(1994:1117) om registrerat partnerskap)。

<sup>7</sup> Lag2009:261.

<sup>8</sup> Christina Ramberg, Civil Rätt, Liber, 2012, s.304. 詳しくは拙稿「スウェーデン:医療における同意と未成年者の保護」(玉井真理子・小山剛編『子どもの医療と法[第2版]』(尚学社、2012年))。

<sup>9</sup> SOU1946:49, prop.1949:93 och 1 LU1949:34, Åke Saldeen, Barn och Föräldrarätt, Iustus Förlag, 2009, s.13-14.

存在していた<sup>10</sup>。1920年前後の法律において監護権についてはじめて定められた<sup>11</sup>。しかし、当時の立法者には父が子を世話できるという理念はなく、離婚の場合には、母が、子の監護権を与えられていた。つまり、離婚後は母の単独監護が原則であった。1949年、1920年代の一連の法が1つの親子法として統一され<sup>12</sup>、親子関係全体を規律する法が公布され、1950年に施行された<sup>13</sup>。その後、いくつかの大きな改正を経て現在に至る。

## 2. 親子法改正: 監護権を中心に

親子法改正については、監護権を中心に詳述する。1969年、非嫡出子に対する相続分が嫡出子の相続分と同じに取り扱われることになったことから、非嫡出子の父子関係の確定に関するルールが変更されている<sup>14</sup>。1973年には、婚姻法改正(SFS1973:645)に伴い、離婚後の監護の決定、変更、婚姻していない両親の監護の決定において、両親の合意と子の最善の利益が重視されるようになった<sup>15</sup>。1976年には、嫡出子、非嫡出子という用語が法律の規定から削除され、非嫡出子を差別する規定が全面的に廃止された。父子関係の推定に関する規定の改正が行われ、例えば、父子関係否認の訴えにおいて、出訴期限制限規定や否認権喪失規定が廃止される等父子関係の確定においていわゆる血縁主義が貫徹された<sup>16</sup>。また、離婚後の父母または婚姻していない父母に対し、子に対する監護の共同行使の可能性、裁判所の審理による共同監護が認められた<sup>17</sup>。子の父母は、親として平等であるとされ、監護者としての母と同様に監護者としての父が考慮された<sup>18</sup>。1983年には、監護に関する原則が改正され、裁判所の特別な命令なしに離婚後の共同監護が認められたほか、面会交流等に関する決定の強制履行に関する規定が設けられた<sup>19</sup>。さらに、同法改正において、婚姻していない両親が共同監護を望む場合の簡易な手続きが導入された。このように、スウェーデンでは、1976年に離婚後の両親による共同監護が可能となり、1983年には裁判所の特別な命令なしに可能になったが、父母の合意が難しく、離婚後の子の共同監護は一般的ではなかった。1991年には、子の監護および面会交流に関する改正がなされ、監護と面会交流の問題において両親の間の合意による解決が促進された<sup>20</sup>。改正法では、共同監護の場合、子に関する全ての事項を共同で決定する権利があり、共同監護の要件として、父母双方が合意しなければならなかった。

---

10 当時は、1917年の嫡出推定に関する法律(Lag om äktenskap börd)、1920年の嫡出子に関する法律(Lag om barn i äktenskap)、1917年の非嫡出子に関する法律(Lag om barn utom äktenskap)、1917年の養子縁組に関する法律(Lag om adoption)、1924年の後見に関する法律(Lag om förmynderskap)等がそれぞれ独立して制定されていた。

11 Åke Saldeen Barn och Föräldrarätt, Iustus Förlag, 2009, s.14.

12 Åke Saldeen, Barn och Föräldrarätt, Iustus Förlag, 2009, s.13~14.

13 SOU1946:49, prop.1949:93, 1LU1949:34.AKEs1.

14 Prop.1969:124, Åke Saldeen, Barn och Föräldrarätt, Iustus Förlag, 2009, s.15.

15 Prop.1973:32.

16 菱木昭八朗「スウェーデン親子法改正の問題点」専法28号25~68頁。

17 1976年親子法改正については、菱木・前掲注20) 25~68頁。Prop.1975/76:170.

18 Åke Saldeen Barn och Föräldrarätt, Iustus Förlag, 2009, t15 och s.159.

19 Prop.1981/82:168, lagutskottets betänkande LU1982/83:17. その後、1980年代以降は、生殖補助に関する法律が制定され、親子関係に対応するための親子法等の改正も行われている(Lag(1984:1140) om insemination, Lag(1988:711) om befruktning utanför kroppen), Lag(2006:351) om genetisk integritet m.m.詳しくは、拙稿(甲斐克則編『生殖補助医療と医事法』(信山社、2014年)) 233頁-252頁。)

20 Prop. 1990/91:8, Åke Saldeen, Barn och Föräldrarätt, Iustus Förlag, 2009, s.17~19.

しかし、多くの母は、共同監護に反対したため、共同監護はほとんど実現しなかったとされる。そのため、当時は、実際には、父母の間の平等は達成できなかったが、後に、共同監護に関する法改正の理由は平等ではなく、子の最善の利益のためと考えられるようになる。

1990年には子どもの権利条約が締結され<sup>21</sup>、1996年には子の意見を表明する権利が導入された<sup>22</sup>。1998年の親子法の改正により、監護、居所および面会交流に関する新しいルールが導入された。子が、監護、居所および面接交流の事案、養子および名前の変更といった事項において、子自身の意見を聴取され、かつ、その意見が尊重されるようになった<sup>23</sup>。子の共同監護は、一方の親の意思に反しても子の最善の利益に基づき決定できると定められ<sup>24</sup>、共同監護がさらに促進されている。改正法の第1の目的は、両親の合意の重要性が強調され、両親が監護および面会交流等に関する事項についてどのように解決するかについて両親が合意に至ることを大きく容易することであった。第2の目的は子の共同監護を増加させることにあった。

1998年親子法改正後も、政府は、調査を継続しており、1999年に法務省調査報告書が出されている<sup>25</sup>。調査の第1目的は、婚姻していない両親の届出や公的機関の決定なしの自動的な共同監護の導入に関する問題である<sup>26</sup>。第2の目的は、婚姻していない両親の自動的な共同監護に関する規定の導入、親子法6章(監護、居所、面会交流)の改正法の再検討である。

2005年、監護、居所、面会交流に関する調査が行われ<sup>27</sup>、親子法改正草案等が提出され<sup>28</sup>、成立した。2006年に子の観点を強調することを目的とした法改正が行われた。最善の利益は、子の監護、居所および面会交流に関する全ての決定において至高の考慮事項でなければならないと明示される等、監護、居所および面会交流に関する法改正が行われた。また、法における子の被害のリスクの重要性が強調された。裁判所および社会福祉委員会は、何が子の最善の利益であるか判定する際に、子や他の家族が虐待される危険性、または、子の不法な連れ去り、放置、その他、監護への著しい懈怠を特に重視しなければならないとされた。また、法改正では、裁判所は、共同監護に対する一方の親の深刻な反対を考慮することの重要性が強調された。親により子や家族が虐待を受けている場合には、基本的にはその親は、監護権を共有しないことが最善であるとされ、共同監護の決定に際し、重視されるべきは、子に関する事項について両親が協力する能力であるとして明示の規定が設けられた。また、監護、居所および面会交流に関する事項において子が聴取される権利を改善するために、それが適切である場合に社会福祉委員会が子に聴取し裁判所に情報を提供することが定められた。さらに、裁判所は、子の最善の利益に合う両親の合意に基づく解決を促進するために調停者を任命できるとされた。

---

<sup>21</sup> proposition 1989/90:107 om godkännande av FN-konventionen om barnets rättigheter. Åke Saldeen, Barn och Föräldrarätt, Lustus Förlag, 2009, s.26~27.

<sup>22</sup> Lotta Dahlstrand, Barns deltagande i familjerättsliga processer, Juridiska fakulteten Uppsala Universitet 2004, s.17.

<sup>23</sup> Prop. 1994/95:224.

<sup>24</sup> Prop. 1997/98:7, bet. 1997/98:LU12, rskr.1997/98:229.

<sup>25</sup> Justitiedepartementet, Gemensam vårdnad för ogifta föräldrar, Ds 1999:57.

<sup>26</sup> 婚姻していない両親への自動的な共同監護を導入するという問題は、これまで政府の報告書で検討されてきた(SOU 1995: 79, Ds 1995: 2).

<sup>27</sup> SOU 2005:43 Vårdnad - Boende - Umgänge. Barnets bästa, föräldrars ansvar.

<sup>28</sup> Prop. 2005/06:99.

2006年、政府は、高等裁判所所長判事に調査を依頼した。監護者らが子に関する諸事項について合意できない場合に共同監護下の子に生じる不利益を分析し、その分析に基づき子の利益がより満たされ、共同監護責任を助けるための提案を提出する任務が与えられた。調査報告書は、監護者の一方が、1つあるいは一定の決められた事項において彼(彼女)自身で決定を行う権利を与えられ、他方の監護者はそれに反対できないことが提案された<sup>29</sup>。さらに報告書は、監護者が、監護権を有しない親に子に関する情報を開示することを義務づけられるべきであると述べた。立法顧問院のレミス<sup>30</sup>に付され<sup>31</sup>、2009年に親子法改正草案が提出され<sup>32</sup>、成立した。法改正では、裁判所が、子と同居していない親との面会交流に関して決定する場合、子にとってそれが必要な場合、社会福祉委員会によって任命された者が面会交流を援助することを決定できるとされた。改正法では、子の監護の調査において、監護者の同意がなくても、監護者が不在であるとしても、調査者は、様々な調査のために子と話す権利を与えられるべきであるとされた。

### 3. 今後の親子法改正

現在、政府の依頼により<sup>33</sup>、2006年の親子法における監護権に関する改正に関する評価と検討が行われている。調査者は、改正法による新しいルールが実際に機能しているか、改革の目的、子の権利の観点を強調するための改革が達成されたかどうかを調査した。調査の主要な任務は、第1に、共同監護に関するルールが改正される必要があるか、第2に、監護、居所および面会交流に関する事項において合意に至る親の能力がどのように発展され改善されうるか、第3に、どのように子の意見表明権がより保障されうるか、第4に、子の被害等のリスクの判定が十分に行われかつ質が高いことを確保するためにどのような手段がとられうるか、第5に、深刻な家庭内暴力がある場合に監護権の移転に関する問題を改善し効果的に取り扱うためにどのような手段がとられるか、第6に、子どもや親がどこに居住しているかといった詳細な個人情報、子と同居する親等により地方裁判所に提出される場合に当該個人情報を保護するための特別のルールが必要であるかどうか、第7に、監護、居所および面会交流に関する問題において、家族法を取り扱う者の専門的知識を強化するための手段が必要とされるかどうかについて、調査することである<sup>34</sup>。

調査報告書では<sup>35</sup>、2006年の監護に関する改正を多くの点で成功したと評価している。第1に、子どもの権利が強調され、以前より一層子どもの意見が聴聞されるようになった。監護、居所および面会交流の

---

<sup>29</sup> Beslutanderätt vid gemensam vårdnad m.m.SOU 2007:52.

<sup>30</sup> 「レミス、関係機関・団体等への政府案件文書とくに法律案の送付・意見の聴取。・・・ある法律を作成する場合には、法律案と詳細な立法理由を記した Statens Offentliga utredningar(SOU)が関係諸機関・団体等に送付され、これに対する意見書が求められるそして、これらの意見書はその後の立法作業において慎重に検討され、国会に提出される proposition (法律案)にもその概念が表示される。」(萩原金美『スウェーデン法律用語辞典』(中央大学出版部、2007年)180頁)。

<sup>31</sup> Justitiedepartementet , Lagrådsremiss ,Umgängesstöd och socialtjänstens förutsättningar att tala med barn,17 februari 2010.

<sup>32</sup> Umgängesstöd och socialtjänstens förutsättningar att tala med barn,Prop. 2009/10:192,20 april 2010.

<sup>33</sup> Justitiedepartementet,En utvärdering av 2006 års vårdnadsreform, Dir. 2014:84,12 juni 2014.

<sup>34</sup> 調査は、少なくとも2016年10月28日までに、報告書を政府に提出しなければならない。

<sup>35</sup> Se barnet! (SOU 2017:6).

決定において、子どもの最善の利益は、傑出した役割を果たしている。しかし、特により小さな子どもの意見は、監護の調査や決定においては一般的には聴聞されない。2006年の改正により、裁判所が単独監護を与える範囲を広げた結果、監護の紛争において両親の一方が単独監護を与えられる事案が増えている<sup>36</sup>。第2に、2006年の改正法により両親が監護、居所、面会交流の決定に関する契約に到達するのがより容易になった。調査結果では、通常は、裁判所の手続きの間に両当事者が合意し契約に至ることが示されている。裁判所は、様々な方法で当事者が契約に至るのを助けるために機能する。第3に、2006年の改正法では、特に子どもに関する事項に関して両親の協力する能力を監護に関して判断する場合に特に重要な要素として考慮されることを強調した(親子法第6章第5条第2パラグラフ)。その意図は、親の対立がとても激しく、それが子どもに不利益を与える場合には、共同監護が考慮されるべきではないことを明らかにすることであった。同報告書へのレミスが行われ内容が公表されている。

### III. 家事紛争の解決方法:監護、居所および面会交流

スウェーデンにおける家事紛争の解決方法、特に監護、居所および面会交流<sup>37</sup>についての解決方法について概観する。スウェーデンでは、コミュン(地方自治体)の社会福祉委員会<sup>38</sup>が家族を援助し、家事紛争において重要な役割を果たす。最終的には、裁判所への申立てが行われる。

#### 1. 家族に関する問題へのコミュンの責任と社会福祉委員会の責務

コミュンは、コミュン内の社会福祉サービスのうち、児童や高齢者といった個人と家族に関する問題に責任を有する(社会サービス法第2章)<sup>39</sup>。コミュンの社会福祉委員会は、コミュンにおける社会福祉サービスに関する情報を提供し、良好な住環境を確保するのを助けるなどの任務を負い、家族と個人のためにケアとサービス、情報、相談、援助、財政的支援および他の援助を提供する責任を有する(社会サービス法第3章第1条)。同委員会は、青少年、高齢者および特定の援助を必要とする他のグループが安全で良好な環境で養育されることを確保するために、青少年のケアについて特別な任務を有する(社会サービス法第3章第2条)。

コミュンは、監護、居所、面会交流に関し契約に至るよう援助する(親子法第6章第17a条)<sup>40</sup>。両親は、

<sup>36</sup> 2002年には地方裁判所は、55%に共同監護、36%に母の単独監護、9%に父の単独監護を決定していたが、2014年には、地方裁判所は、33%に共同監護、46%に母の単独監護、21%に父の単独監護を決定している Se barnet! (SOU 2017:6, s43)。

<sup>37</sup> 子は、子と同居していない親との面会交流権を有する。子の両親は、同居していない親と子の面会交流の必要性が可能な限り満たされるようにする共同責任を有する(親子法第6章第15条)。子の監護者は、両親以下の子と特に親しい者と子との面会交流についての子の必要性に関する責任を有する(同法第15条)。

<sup>38</sup> 社会福祉委員会とは、社会サービス法の範囲内のコミュンの任務を遂行する委員会であり、援助を必要とする家族や個人に対し、ケア、サービス、情報提供および助言、サポート、経済的支援およびその他の援助を行う責任を有する(Stefan Melin, Juridikens begrepp, andra upplagen, Iustus Förlag, 2002, s363 och 3kap, Socialtjänstlag, 医療経済研究機構『スウェーデン医療関連データ集(2002年版)105頁)。

<sup>39</sup> Socialtjänstlag (2001:453). 社会サービス法は、国民の経済的安定、生活条件の平等、積極的な社会生活への参加の促進等を旨とする法律である(大阪外国語大学デンマーク語＝スウェーデン語研究室編(新装版)『スウェーデン・デンマーク福祉用語小辞典』(早稲田大学出版部、2001年)69頁)。

<sup>40</sup> SOSFS2012:4, Socialstyrelsens allmänna råd om socialnämndens ansvar för vissa frågor om vårdnad, boende och umgänge. 一般的助言(allmänna råd)は、法律の執行部門である社会庁によって定められたものである。一般的助言は、法の実際の

監護、居所および面会交流に関する問題について契約に至るために共同対話を求めることができ、コミュニケーションは、両親が適切な専門家の援助によって共同対話を行い、契約に至るように援助する。両親が、子の最善の利益を考慮し、監護、居所および面会交流に関して合意して契約を締結した場合、それが書面となされ、かつ社会福祉委員会の承認を得た場合には、当該契約は、裁判所の決定と同様の強制力を伴う。

子と監護者は、社会福祉委員会からの支援と援助を求めることができ、社会福祉委員会は、他の公的相談機関との連携を行う(親子法第6章第14条)。子の監護、居所、面会交流において社会福祉委員会等の家族援助の役割は大変大きい。

## 2. 裁判所の役割

子の監護、居所および面会交流の問題について<sup>41</sup>、両親が契約に至らない場合には、地方裁判所に申し立てることができる。地方裁判所は、監護、居所および面会交流について決定することができる<sup>42</sup>。

裁判所は、共同監護の決定において、両親が協力して監護できるかを判断しなければならない(親子法第6章第5条第2パラグラフ)。裁判所は、監護、居所および面会交流に関する問題について、社会福祉委員会から情報を得ることができるが、社会福祉委員会は、情報を提出する前に、必要な場合には、両親および子に聴取しなければならない(親子法第6章第20条)。

## IV. 監護に関する基本原則

スウェーデンでは、監護に関する訴訟が増加している。具体的には、2006年に地方裁判所に申し立てられた事案は、3,108件だったが、2015年には6,185件に増加している。社会福祉委員会が原告等である事案を除くと、2006年は2,822件、2015年は4,166件である<sup>43</sup>。ここでは、離婚後の監護権の基本構造について論じる前提として、監護に関する基本原則について概観する。親子法第6章では、監護、居所および面会交流について定められている。前述のとおり、子の最善の利益は、監護、居所および面会交流に関する全ての決定において、至高の考慮事項である(親子法第6章第2a条)<sup>44</sup>。

子の最善の利益は、2人の親によって等しくケアを受ける子の権利として解釈されている。子の最善の利益が何かを判断する際には、その子が両親双方と密接で良好な接触をする必要性と同様に、子への虐待、または、不法な連れ去り、ネグレクト等の子の危険性も重視しなければならない(同法第6章第2a条)。また、子の年齢および成熟性に応じて、子の意見と希望が考慮される(同法第6章第2a条)。

以下では、はじめに子の監護を受ける権利と監護者の責任について、次に共同監護と監護の変更に

---

適用にあたり重要な意義を有する。

<sup>41</sup> 裁判所は、必要な場合には、社会福祉委員会が任命した者が面会交流援助を行う決定することができる(親子法6章15c条)。

<sup>42</sup> 裁判所は、両親が、子の最善の利益に適合し、至るために調停者を任命できる(親子法第6章第18a条)。

<sup>43</sup> SOU2017:6,s126.

<sup>44</sup> SOU2005:43. 子の最善の利益については、Anna Singer Barnets bästa om barns rättsliga ställning i familj och samhälle, sjätte upplagen, Norstedts juridik, 2102が詳しい。

ついて述べる。

## 1. 子の監護を受ける権利と監護者の責任

親子法では、親権者という言葉は用いられず、監護者(vårdnadshavare)という言葉が用いられる。子は監護を受ける権利、ケア、安全および良好な養育に対する権利を有する(同法第6章第1条)。スウェーデンでは監護と後見の概念は区別される。監護は、子の身上監護への責任を意味し、子の財産管理は、後見制度により行われる(同法第6章第2条)<sup>45</sup>。監護者は、子の私的事柄に関する問題について、決定を行う権利と義務を有する。監護者は、監護にあたり、可能な限り、子の年齢、成熟性の程度に応じて、子の意見と希望を尊重しなければならない(同法第6章第11条)

監護者の義務は、子のケア、安全および良好な養育が満たされるようにすることであり、監護者は、未成年者の福祉に関する責任を有する。監護者は、子が、年齢、発育およびその他の環境に従い必要とされる監督を受けること、子の十分な生活および教育の必要性を確保すること、および、子が、監督下で、他の者に損害を与えないよう対処する責任を有する(同法第6章第2条)。

## 2. 共同監護の原則

子は、成人(18歳)になるまでまたは婚姻するまで原則として、両親の双方または一方の親の監護に服する(同法第6章第2条)。両親が婚姻している場合には、出生の時から双方が子の監護権を有する。他方、両親が婚姻していない場合には、母親の単独監護に服する。両親が子の出生後婚姻した場合には、子は婚姻と同時に両親の共同監護に服する(同法第6章第3条)。共同監護はまた、婚姻していない両親が一緒に父子関係確定の承認のために社会福祉委員会に報告した後、税務当局での登録を行った場合等にもまた認められる(同法第6章第4条)。

子が両親の一方のみの監護に服し、かつ、両親が共同監護を望んでいる場合、裁判所は、両親双方の申立てがなされたとき、共同監護がその子にとって相容れないものでない限り、共同監護を認めなければならない(同法第6章第4条)。共同監護の場合、子の私的事柄について決定する権利は、監護者双方によって行使される(同法第6章第13条)。例えば、監護者は、共同で子の居所、学校の選択および医療等といった事柄について、発達する子にとって最善の選択肢を選ばなければならない。

両親が離婚後、両親双方が監護に関する問題を争わない場合には、自動的に双方の監護権が保護される(同法第6章第3条)。

## 3. 監護の変更

監護の変更は、共同監護でも単独監護でも、両親が合意できる場合には契約(同法第6章第6条)

---

<sup>45</sup> 子が、両親の共同監護下にある場合、両親は子の後見人(förmyndare)となる(親子法10章第2条)。親子法第10章第1条の規定により両親の一方が後見人となることができない場合、または後見人資格を剥奪されている場合、他の一方が子の後見人となる。両親の一方のみの単独監護下にある子は、その者が単独の後見人となる(親子法10章第2条)。スウェーデンの成年後見制度については、拙稿「スウェーデンにおける高齢者をめぐる法制度」法律時報85巻7号(2013年)33頁～38頁。



によって、合意できない場合には判決（同法6章第5条）によって行われる。両親が共同監護に関して契約していた場合には、社会福祉委員会は、その契約が子の最善の利益と合致しないことが明らかでない限り、その契約を承認しなければならない（同法第6章第6条）。両親の合意が法的拘束力をもつためには、書面による契約と社会福祉委員会による承認がなければならない。監護の変更は、コミューンの社会福祉委員会の主導によって行われる（同法6章7条）。監護の変更に関する諸問題は、社会福祉委員会による申立てによって、または、特別の申立てがない場合には、両親の離婚訴訟もしくは監護の変更等の訴訟において、審理される。監護の変更は、一方の親により、または両親により共同で、裁判所に申し立てられ審理される。子が、両親または一方の親の監護に服し、かつ両親の一方が監護の変更を希望している場合、裁判所は、共同監護または単独監護を決定できる。監護が共同監護であるべきか、または、両親の一方に委ねられるべきかを判断する際に、裁判所は、子どもに関係する問題について親の協力する能力に特に注意を払わなければならない。裁判所は、両親双方が共同監護に反対する場合には、共同監護を決定できない（同法第6章第5条）。共同監護の解消の場合には、裁判所は、共同監護が子の最善の利益でない場合、職権で一方の親に子の監護を命じることができる（同法第6章第5条）。

子の監護権を行使する一方の親が、虐待またはネグレクトを行っている、または、その他子の健康や養育にとって永続的危険をもたらす方法で子をケアしている場合には、裁判所は、監護者の変更に関する決定を行うことができる（同法第6章第7条）<sup>46</sup>。

子が両親以外の家庭で長く同居している場合、裁判所は、社会福祉委員会の申立てにより、監護権を里親に変更できる。監護の変更の要件は、それが子の最善の利益であることである。裁判所は当該里親を特別監護者に任命できる（同法第6章第8条）。

## V. 離婚後の共同監護

監護の変更についての説明をふまえ、離婚後の共同監護について、整理する。前述のように、両親が離婚した場合<sup>47</sup>、共同監護が解消されない限り、子は継続して両親双方の監護に服する（親子法6章3条）<sup>48</sup>。婚姻夫婦の離婚の場合とサンボの解消の場合に子の法的地位に違いはない。離婚、サンボ解消後

---

<sup>46</sup> 判例では、子の監護において、一方の配偶者に重大な協力上の問題がある場合に、子の最善の利益に基づき、監護の変更が認められている（NJA 2007s 382）。

<sup>47</sup> 1915年以降、離婚においては、積極的破綻主義がとられ、配偶者の有責性、過失の存在は重要ではなく、配偶者の一方は、いつでも自由意思で離婚できる。ただし、配偶者の一方が16歳未満の子と同居しており、子の監護権を有する場合および配偶者の一方が離婚に合意しない場合に、例外として6か月の熟慮期間が必要であるとされる（婚姻法第5章第1条第2条）。スウェーデンでは協議離婚も認められているが、離婚を望む場合には、住所地を管轄する地方裁判所に申立てを行わなければならない。申立ては、双方により共同で、離婚への合意がない場合には配偶者の一方により行われる。

<sup>48</sup> 養育費は扶養義務の履行の問題である。単独監護の場合、子は、監護権を有しない親から養育費を受ける権利を有する。共同監護の場合、子が一方の親とのみ継続的に同居しているならば、他方の親は養育分担費を支払うことにより扶養義務を履行しなければならない。子どもと同居する親は、子どもの食事、服、教育等の費用負担および自宅での世話によってその扶養義務を履行すると解される。交替居所の場合にはどちらも養育分担費を支払うよう求められない。養育費分担費は、両親の契約により決定できるが、両親が合意しない場合には裁判所によって決定される（親子法7章2条）。扶養義務が親が最小限の養育分担費を支払わない場合には、国が子と同居している親に養育費を立て替えて支給する養育費補助の制度もある。

の共同監護は、両親双方と子との面会交流を促進すると考えられている。

両親が離婚後の共同監護に合意し契約した場合、それが明らかに子の最善の利益に反しない限り社会福祉委員会によって承認され、法的拘束力を有する。他方、両親が離婚後、単独監護に合意し契約した場合には、それが子の最善の利益である場合には社会福祉委員会に承認されることになる。共同監護は子の最善の利益であると推定されるため、親が単独監護を望む場合には、親は、共同監護が最善の利益に反することを証明しなければならない。

他方、両親が子の監護について合意に至らない場合には、監護の変更についての問題として裁判所で審理される。裁判所は、子の最善の利益を考慮し両親が共同監護であるべきかまたは単独監護であるべきかを決定する（親子法6章5条）。一方の親が虐待、不法な連れ去り、放置、監護の著しい懈怠等の危険性がある場合には、最善の利益の判断において重視する必要があるが（親子法6章2a条）、共同監護がなお最善の利益である場合にはそれが維持される。子が両親の一方のみの監護に服し、かつ、両親が共同監護を望んでいる場合には、裁判所は、両親双方の申立てがなされたとき、共同監護がその子にとって相容れないものでない限り、共同監護を認めなければならない（親子法第6章第4条）。裁判所は、監護の決定の際に、両親が協力して監護を行う能力を重視する。親の双方が共同監護に反対する場合には、共同監護を命じることはできない。離婚に関する訴訟の場合には、裁判所は、共同監護が子どもの最善の利益と合致しないことが明らかである場合には、その申立てなしに子どもの監護を両親の一方に委ねることができる（第6章第5条）。

法は、監護の決定において、子の意見表明権を尊重し、子の年齢や成熟性に応じて子の希望を考慮すべきであると規定する（親子法6章2a条）。

## おわりに

スウェーデンの家族形態は多様化している。離婚率・解消率も高く、再婚率も低くはない。どのような家族形態であろうと、子が出生した場合に、子の法的地位に差異が生じないように法が整備されている。婚姻していないカップルにも両親の共同監護が認められるための簡易な手続きがあり、離婚後やサンゴ解消後も両親の共同監護が原則である。

スウェーデンにおいて親の監護権は、子の最善の利益を実現するために認められ、監護権の帰属や在り方は、子の最善の利益の観点から制度設計されている。親子法では、子の監護、居所、面会交流といった全ての決定において、子の最善の利益を至高の考慮事項と位置付ける。例えば、離婚後の監護権については、両親の合意に基づき契約書が作成され、社会福祉委員会の承認が得られれば子の監護が決定される。社会福祉委員会も裁判所も、子の最善の利益に基づき監護の決定を行う。裁判所は、親の一方の意思に反して、共同監護を決定することができるが両親双方が反対している場合には共同監護を決定できない。裁判所は、共同監護の決定において、両親が協力して監護できるかを考慮する。また虐待等がある場合には、監護の決定における最善の利益の判断において重視される。2006年の親子法

改正により単独監護が認められる範囲は拡大し、増加している。

コミュニティの家族支援と援助は、スウェーデンの大きな特徴である。裁判所の介入は最終的手段として位置づけられる。コミュニティの社会福祉委員会や家族援助センター等は、未成年者はもちろん、家族への支援と援助を行う責務を有する。コミュニティは、親子法に基づき、監護、居所、面会交流に関し親が契約に至るよう援助する。コミュニティは、家族カウンセリングサービスや家族の共同対話等を通じて問題を解決する。子の監護、居所、面会交流の決定においてコミュニティの家族への支援と援助が果たす役割は拡大しており、今後ますます重要になるだろう。

[本稿は、拙稿「離婚後の子の共同監護に関する考察：スウェーデン法からの示唆」『民事責任の法理—円谷峻先生古稀祝賀論文』（成文堂、2015年）をもとに最新の法状況を調査し、再構成した上で、加筆・修正したものである。]

## 親権・監護権に関するスウェーデン法令の調査報告書

### 概説 2 (ハーグ条約関連)

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(1980年ハーグ条約)の目的は、第1に不法に連れ去られまたは留置された子を常居所地国に迅速に返還することを確保すること、第2に監護および面会交流の権利を保護することにある<sup>1</sup>。

国際的な子の不法な連れ去りまたは留置は、スウェーデンでも増加している。子の不法な連れ去りまたは留置については、特に一方の親が他方の親の子に関する監護を行使できないようにする目的で、子を他方の親の同意なく、一般的には親自身の母国に連れ去る事案が想定される<sup>2</sup>。これらはまた、青少年の保護に関する特別の決定に関する法律(Lag (1990 :52) med särskilda bestämmelser om vård av unga)<sup>3</sup>に基づいて子が強制的に保護されている場合のように、子の監護者ではないが、実際に子を世話している者から遠ざける状況も含まれる<sup>4</sup>。スウェーデンでは、両親は、婚姻中やサンボ関係にある場合はもちろん、離婚やサンボ解消後でも子の共同監護が原則である。そのため、両親の一方の同意なく他方の親が子どもを国外に連れ去ったり留置することは認められない。子が一方の親の単独監護下にある場合には、他方の同意は原則としては必要ないが、他方の親との面会交流の権利等の問題もあり望ましくはないとされる。

スウェーデン外務委員会(Utrikesutskottet)は、1980年ハーグ条約は、子どもの国際的な連れ去りの予防および解決に有効な手段であると述べてきた。しかし、ハーグ条約を締結している国との決定でさえ子の返還に長い時間がかかる場合があると述べている<sup>5</sup>。さらに、ハーグ条約を締結していない国の場合には解決が困難な場合が多いとされる。

### I スウェーデンにおける子の国際的な連れ去りまたは留置に関する法令

子どもの国際的な連れ去りまたは留置に関する問題の取り扱いは、国際条約、欧州理事会規則で定められる<sup>6</sup>。具体的には、第1に、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年ハーグ条約、第2に、2003年ブリュッセルII規則<sup>7</sup>、第3に1996年「親責任及び子の保護措置についての管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関するハーグ条約」<sup>8</sup>である。第3の1996年ハーグ条約に関する

<sup>1</sup> 1980 års Haagkonvention om de civila aspekterna på internationella bortföranden av barn.

<sup>2</sup> Åke Saldeen Barn och Föräldrarätt, 6 Upplagen, s23 3, Iustus Förlag, 2009.

<sup>3</sup> 拙稿「スウェーデン医療における同意と未成年者の保護(第2版)(小山剛 玉井真理子編著)『子どもの医療と法』(尚学社、2012年)

<sup>4</sup> Anna Singer, Barnets bästa om barns rättsliga ställning i familj och samhälle, 6 Upplagen, s16 3, Norstedts Juridik, 2012.

<sup>5</sup> Rapport från Riksdagen2008/09:RFR8, s13.

<sup>6</sup> Rapport från Riksdagen2008/09:RFR8, s13. 子の不法な連れ去りは、スウェーデンでは刑法の対象であり、刑法典第7章第4条で定められる(坂田仁「スウェーデン刑法典(試訳)-2006年1月1日現在の正文-」慶應義塾大学法学研究会編、法学研究79巻10~12号)。刑事事件とされた場合、警察や検察がこれを取り扱う。子の返還の外務省での手続きと並行して刑事手続を行うことはできるが、外務省の説明では、警察への通告は、自発的な子の返還をより困難にすると説明されている。

<sup>7</sup> Bryssel II-förordningen (EG) nr 220 1/2003.

<sup>8</sup> 1996 års Haagkonvention om föräldransvar och åtgärder till skydd för barn i internationella situationer. 1996年「親責任及び子の保護措置についての管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関するハーグ条約」は、子の常居所地国に原則的な管轄を認め、準拠法については、管轄権と準拠法の並行の原則を採っている(横山潤「1996年および2000年のハーグ条約における子の保護および成年者の保護」国際私法年報3号(信山社、

法律の翻訳を、本稿「条文解説」内に参考資料として添付する。北欧諸国との関係では、婚姻、養子および後見の一定の国際的な法的関係に関する規則および私法関係における北欧の判決の承認および執行に関する法律があり、特別の規定がある場合には、外国での監護権の決定等に関する承認および執行および子の返還に関する法（Lag(1989 :14) om erkännande och verkställighet av utländska vårdnadsavgöranden m.m. och om överflyttning av barn）は適用されない。また、いわゆるブリュッセル規則Ⅱでは、婚姻のほか、親責任の帰属、行使、委任、制限または終了をめぐる争いについて、国際裁判管轄権および決定の承認と執行等について定めており、子の面会交流および子の奪取に関する決定について、直ちに執行手続ができる。

これらの規則は、子が居住する国に依拠して適用される。諸規制の目的は、不法な連れ去りまたは留置を防ぐことおよびすでに連れ去りまたは留置が生じている事案を解決することの双方である。条約の多くは、様々な方法で外国での監護権の決定等に関する承認および執行および子の返還に関する法（Lag（1989 :14） om erkännande och verkställighet av utländska vårdnadsavgöranden m.m. och om överflyttning av barn）をはじめとするスウェーデン法に組み込まれる。我が国との関係では、第1の1980年ハーグ条約に關係する実施法の規定が適応される。理事会規則は直接スウェーデンで適用される。諸規制において重視されることは、子の最善の利益の考慮が、子の監護や子の返還を決定する場合に至高の考慮事項であることである<sup>9</sup>。

## II 1980年ハーグ条約および欧州評議会条約の実施法

外国での監護権の決定等に関する承認および執行および子の返還に関する法律（以下、実施法という）は、ハーグ条約のいわゆる実施法であり、条約の実施に必要な手続き、子の返還の決定および面会交流の決定に関する執行等について実施規則を定める。外国の監護権の決定等の承認および執行に関するおよび子の返還に関する政令（Förordning（1989 :177） om erkännande och verkställighet av utländska vårdnadsavgöranden m. m. och om överflyttning av barn）（以下、政令という）が定められている。スウェーデンでは、同法に2つの国際条約、第1に1980年の欧州評議会条約、第2に1980年ハーグ条約が組み込まれている<sup>10</sup>。双方の条約の対象となる子は、16歳未満の子である。1980年のどちらの条約も不法に連れ去られまたは留置された子を返還することを目的としている。双方の条約においても、子の最善の利益は、条約に關係する事案を取り扱う際の至高の考慮事項であり、取り扱いはできるだけ迅速に行われなければならない<sup>11</sup>。

実施法は、23条から成り、総則（第1条-第10条）、ハーグ条約による子の返還（第11条、第12条）、手続き（第13条-第21条）、その他の規定（第22条、第23条）で構成される。政令は、11条から成り、中央当局の任務や手続について詳細な実施規則が定められる。実施法は、いわゆる1980年欧州評議会条約を締結した国および1980年ハーグ条約を締結した国との関係で適用されるが、政府は、相互主義に基づき、実施法が、これらの条約を締結していない国との関係でも適用されると

---

2001年) 30頁以下)。同条約の対象は、18歳未満の子である。

<sup>9</sup> Anna Singer, *Barnets bästa om barns rättsliga ställning i familj och samhälle*, 6 Upplagen, Norstedts Juridik, 2012.

<sup>10</sup> Åke Saldeen *Barn och Föräldrarätt*, 6 Upplagen, s233, Iustus Förlag, 2009. Anna Singer, *Barnets bästa om barns rättsliga ställning i familj och samhälle*, 6 Upplagen, s163, Norstedts Juridik, 2012.

<sup>11</sup> Åke Saldeen *Barn och Föräldrarätt*, 6 Upplagen, s233, Iustus Förlag, 2009.

定めていることを認める（実施法第1条）。

本稿は、我が国が締結している1980年ハーグ条約との関係で実施法の内容を説明する。実施法第2条-第4条、第11条-第23条の規定は、1980年ハーグ条約を締結した国との関係で適用される。ハーグ条約締結国との関係では、子がスウェーデンへ不法に連れ去られおよび留置された場合には、申請に基づき子をスウェーデンから常居所地国に返還しなければならない（実施法第11条）<sup>12</sup>。

## 1. 中央当局

政府は、中央当局に、スウェーデンで、①欧州評議会条約および1980年ハーグ条約に基づく申請書の受理および仲介をすること、②何らかの条約を締結している外国の中央当局と相互に協力すること、③政府が決定するその他の業務を遂行すること、および④欧州評議会条約に従い監護の決定等の承認および執行を行うことを命じる（実施法第1条、政令1条）。詳細な実施規則は政令で定められる。実施法で定められる中央当局の任務は外務省により行われる（政令第1条）。

政令第1条では、中央当局として外務省は、実施法第1条で定められていることのほか、スウェーデンにおける関係当局および他の条約締結国との間の協力を促進すること、条約に従い中央当局にかかるその他の任務を行うと定められている（政令第1条）。外務省は、一定の場合に援助を拒否することができる。政令第5条は、外務省は援助のための要件を満たしていないことが明らかである場合には、条約による援助を拒否できる。拒否の理由は即座に説明されなければならないと定める。外務省は、外務省に援助を求めるための申請書を提供しなければならない（政令第3条）。

外務省は申請者の代理人ではない。外務省は、裁判所での手続きが必要な場合には、当事者がこれらの事案を専門とする弁護士に依頼することを推奨する。子の不法な連れ去りおよび留置の事案は複雑であり、スウェーデンと外国当局双方と多くの接触を要するからである<sup>13</sup>。

## 2. 子の返還と手続き

### (1) 子の返還と裁判所

上記のとおり、子の返還のための申請書が外務省に送付された場合、外務省による受理、確認後に、子が居住する国の中央当局に送付され、一般的には自発的な子の返還が試みられる。最終的に問題が解決できない場合には、その事案は裁判所で審理されることになる。

地方裁判所は、実施法に従い、執行および子の返還に関する事案を審理しなければならない<sup>14</sup>。第11条による子の返還の申立ては、ストックホルム地方裁判所に行われる（実施法第13条）。実施法第11条で定められる子の返還に関する裁判所への申立て、または、本法による何ら

---

<sup>12</sup> 子が連れ去られた場合、子の返還のために外務省が作成した申請書に記入し、必要な書類を添付して、外務省(Utrikesdepartementet, Enheten för konsulära och civilrättsliga ärenden 10 3 3 9 Stockholm)に送付しなければならない。外務省は、申請書を受理した場合、それらの内容を確認し、子が居住する国の中央当局に送付する。一般的には、他の国の中央当局は、最初に子を連れ去った親との接触を試み、ハーグ条約の内容を説明し自発的な子の返還を求めるが、解決できない場合には、その事案は裁判所で審理されることになる

(Utrikesdepartementet, Barn som olovligen förs bort eller kvarhållas i ett annat land s9 -10.)

<sup>13</sup> Utrikesdepartementet, Barn som olovligen förs bort eller kvarhållas i ett annat land s8 .同文書は、英語版(Children who are wrongfully removed or retained in another country)もある。

<sup>14</sup> Åke Saldeen Barn och Föräldrarätt, 6 Upplagen, s23 4, Iustus Förlag, 2009 .

かの他の手段では、非訟事件に関する法律（1996：242）に従うことのほか、子の氏名、誕生日および居所に関する情報を含まなければならない（政令第6条）。第11条に基づく子の返還の場合には、申立者は、裁判所の要請があれば、子が連れ去りや留置の直前に居住していた国の当局による、子の連れ去りや留置が違法であることを証明する決定を提出するものとする（実施法第14条）。第11条による子の返還に関する事案は迅速に処理されなければならない、子の返還に関して行われた申立てからその事案が6週間以内に決定されない場合には、裁判所は、申立ての請求に対し遅れた理由を説明しなければならない（実施法第15条）。

## （2）子の返還と社会福祉委員会

スウェーデンでは、子の返還に関する問題においても、コミューンの社会福祉委員会等が大きな役割を果たす<sup>15</sup>。裁判所は、執行または返還に関する決定を行う前に、それにより任務が不必要に遅れることなく、子が返還されることを導くであろうと推定されうる場合には、社会福祉委員会の構成員や代表者または社会福祉サービスの職員、その他の適切な者に、子を世話している者が、自発的に彼または彼女の義務を果たすよう働きかけるよう命ずることができる（実施法第16条）。同規定により、子を世話している者は、申立てを受け取ることなく、裁判所の決定の前に、社会福祉委員会等の働きかけに応じて子の返還を迅速に行うことができる。

子を世話する者は、それが可能でありかつ適切である場合には、子の観点を明らかにするよう努めなければならない（政令第7条）。社会福祉委員会等は、可能な場合には、子の年齢や成熟性に応じて子の意見を聴取しなければならない。命令を受けた者は、子が自発的に引き渡されることがわかる場合には、申立者に即座にそれを説明し、かつ、引き渡しの時間と場所を決定することに貢献しなければならない。引き渡しが行われた場合には、裁判所はそれについて説明されなければならない（政令第8条）。自発的な引き渡しが達成されない場合には、子を世話する者が、子を引き渡すことへの拒否の理由として述べたことが示されなければならない（政令第9条）。

## （3）子の返還に関するその他の手続き

子が国外に連れ去られる、または、他の方法では、執行または返還が困難になる危険性がある場合、裁判所は、ただちに社会福祉委員会または他の適切な方法で子が保護されることを決定できる。また、裁判所は、子の返還を容易にするために、執行または返還に関する判決または決定に関連して、社会福祉委員会によってまたは他の適切な方法で子が一時保護されることを決定できる（実施法第19条）。本法による請求が行われていない、上記第19条の第1パラグラフによる決定を待つことができない場合には、警察当局は、即座に子を保護することができる、または、子に損害なく行われうるその他の直接の処置を取ることができる（実施法第20条）。子の返還に関する事項における手続きに関しては、親子法第21章第9条および第11条から第16条が適用される（実施法第21条）。監護に関する事案、または、青少年の保護に関する特別規定を定める法律

---

<sup>15</sup> コミューンは、コミューン内の社会福祉サービスのうち、児童や高齢者といった個人と家族に関する問題に責任を有する（社会サービス法2章）。コミューンの社会福祉委員会は、コミューンにおける社会福祉サービスに関する情報を提供し、良好な住環境を確保するのを助けるなどの任務を負い、家族と個人のためにケアとサービス、情報、相談、援助、財政的支援及び他の支援を提供する責任を有する（社会サービス法3章1条）。

(1990:52)による子の保護に関する事案において、それが、第11条第1パラグラフによる子の返還に関し行われた申立てである場合には、裁判所は、この申立てが審理される前に監護または保護に関する問題を決定してはならない（実施法第22条）。何者かが、スウェーデンに居所を有する子を不法に外国に連れ去った、または、留置した場合には、地方裁判所は、子の監護者による申立てに対し当該行為が違法であると宣言できる。また、両親、養親または特別に任命された監護者が子の共同監護権を有し、監護者の一方が、相当の事由なく、不法にその子を外国に連れ去った、または、その一方が、相当の事由なく不法に子を他の国に留置した場合に、地方裁判所は、他方の者による申立てに対し当該行為が違法であると宣言できる（実施法第23条）。

#### (4) 子の返還の拒否

裁判所は、一定の場合に子の返還の決定を拒否することができる<sup>16</sup>。実施法第12条では、一定の場合に第11条に基づく返還の拒否を認める<sup>17</sup>。第1に、子の返還の申請が行われた時、違法な連れ去りまたは留置から少なくとも1年以上経過しており、子が新しい環境に適合している場合である。第2に、子の返還が子の身体的または精神的健康状態に損害を与える深刻な危険性がある場合またはその他、子の返還により認容できない環境に子を置くことになる場合である。第3に、子が自ら返還に反対し、かつ、子の意見を考慮すべき年齢および成熟性に達している場合である。第4に、返還の決定が、人間の自由および人権の保護に関するスウェーデンの基本原則と一致しない場合である（実施法第12条）。実施法第17条は、第3に関して、裁判所が返還に関する事案を決定する前に、子の年齢および成熟性を考慮し、それが不可能でないならば、子の意見を聴取しなければならないと定める。このように子の返還の拒否の場合にも、子の年齢と成熟性に応じて子の意見が聴取され決定の際に考慮されている。

---

<sup>16</sup> Anna Singer, *Barnets bästa om barns rättsliga ställning i familj och samhälle*, s16 4,6 Upplagen, Norstedts Juridik, 20 12.

<sup>17</sup> 詳細については、prop. 19 88 /89 :8 .